

こ 成 母 第 7 6 1 号  
令和 8 年 8 月 17 日

各 

|       |
|-------|
| 都道府県  |
| 市 町 村 |
| 特 別 区 |

 母子保健主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長

「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配慮を賜り深く感謝申し上げます。

新生児聴覚検査については、「新生児聴覚検査の実施について」（平成 19 年 1 月 29 日雇児母発第 0129002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）により行われているところです。

今般、適切な時期に新生児聴覚検査及びそれに付随する必要な検査が実施され、療育等の必要な支援につながる体制が整備されるよう、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 8 月 17 日から適用することとします。主な改正の内容は下記のとおりです。

各都道府県におかれては、改正内容について十分御了知の上、貴管内市区町村及び関係団体等に周知をお願いいたします。

新生児聴覚検査の体制整備にあたっては、母子保健衛生費国庫補助金において「新生児聴覚検査体制整備事業」を活用することが可能です。自動聴性脳幹反応検査（自動 ABR）の購入費についても補助対象としていますので、あわせてご活用ください。

なお、関係団体に対しても、別添のとおり、周知しておりますので御了知いただきますようお願い申し上げます。

記

## ○主な改正の内容

- ・ 先天性サイトメガロウイルス感染症の検査においては、確認検査でリファア（要再検）となった場合に実施することを推奨しているところ、「原則として確認検査でリファアとなった場合に実施するが、やむを得ない事情がある場合には、初回検査の結果をもって実施することを妨げない」こととしたこと。
- ・ 新生児聴覚検査でリファア（要再検）となった児の保護者に対するロードマップの作成に当たっては、令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業で作成された「新生児聴覚検査から療育・支援までを遅滞なく円滑に実施するための手引き書（第2版）」を参考にするものとしたこと。
- ・ 都道府県においては、耳音響検査（OAE）を実施している医療機関で出生した児についても自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）を受けられる体制を整備するため、医療機関間の連携及び紹介体制の構築についての調整・支援を行うものとしたこと。
- ・ 助産師については、保健師助産師看護師法第37条ただし書きの規定に基づき、「助産師の業務に当然に付随する行為」として、医師の指示によらず新生児聴覚検査を実施することが可能であると明記したこと。
- ・ 別添1「医療機関における新生児聴覚検査に関する留意事項」において、初回検査でリファア（要再検）となった場合の確認検査と、先天性サイトメガロウイルス感染症の検査について、分娩取扱施設の入院中に実施することが望ましいものとしたこと。
- ・ 別添1「医療機関における新生児聴覚検査に関する留意事項」においては、初回検査及び確認検査は自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）で実施すべきであるものとしたこと。
- ・ 別添1「医療機関における新生児聴覚検査に関する留意事項」において、新生児聴覚検査においては、リファア（要再検）の場合、再検査をくり返すことはせず、確認検査や精密検査等の次の段階に適切に進むものとしたこと。